

平成30年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 国保医療課

担当名: 福祉医療・後期高齢者医療担当

内線: 3364

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業																
B10	乳幼児医療対策助成費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	乳幼児医療対策助成費																
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱			宣言項目 分野施策	010102 子育て支援の充実																
1 事業概要			5 事業説明																				
<p>子育て家庭においては、子育てに係る費用が大きな負担となっている。</p> <p>そこで、乳幼児の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児に関する医療費（各種医療保険の自己負担分の一部）を助成する市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>乳幼児医療費支給事業の支給件数及び1件当たりの医療費が当初見込みを下回ったことによる事業費の減額補正。</p> <p>(1) 市町村事業費補助 △106,150千円</p> <p>(2) 医師会等事務費補助 △ 178千円</p> <p>(3) 市町村指導費 △ 46千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>対象者：0歳児から小学校就学前の乳幼児</p> <p>所得制限：児童手当制度の扶養親族等及び児童数2人の額（所得698万円、年収約917万円）</p> <p>対象者の自己負担金：通院1,000円/月、入院1,200円/日（ただし、市町村民税非課税者は免除）</p> <p>ア 市町村事業費補助 2,819,194千円</p> <p>各市町村が対象者に支給した医療費助成金に対し乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱により補助金を交付する。</p> <p>イ 医師会等事務費補助 502千円</p> <p>保険医療機関等が乳幼児医療費支給事業のために発行した証明書等の件数に応じ、乳幼児医療費支給事業実施補助金交付要綱により埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付する。</p> <p>ウ 市町村指導費 436千円</p> <p>福祉医療費支給事業の適正な運営を図るため、市町村に対し監査、助言等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導監査旅費、市町村事務担当者説明会旅費 ・市町村事務担当者説明会資料印刷費 ・市町村事務担当者説明会会場使用料 <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 財政力指数が1を超え1.1未満の市町村数 （平成29年度 1市1町→平成30年度 1市1町）</p> <p>イ 財政力指数が1.1以上の市町村数 （平成29年度 1市→平成30年度 1市）</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>子育て家庭の経済的負担が軽減され、安心して子どもを生み育てることができる。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>受給対象者(人)</td> <td>320,982</td> <td>316,460</td> <td>311,367</td> </tr> <tr> <td>支給件数(件)</td> <td>5,540,864</td> <td>5,583,740</td> <td>5,667,447</td> </tr> <tr> <td>事業費補助(千円)</td> <td>2,634,208</td> <td>2,661,807</td> <td>2,687,756</td> </tr> </table> <p>(4) 補正予算の概要</p> <p>支給件数及び1件当たりの医療費が当初見込みを下回ったことによる減額補正。</p>						平成26年度	平成27年度	平成28年度	受給対象者(人)	320,982	316,460	311,367	支給件数(件)	5,540,864	5,583,740	5,667,447	事業費補助(千円)	2,634,208	2,661,807	2,687,756
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																				
受給対象者(人)	320,982	316,460	311,367																				
支給件数(件)	5,540,864	5,583,740	5,667,447																				
事業費補助(千円)	2,634,208	2,661,807	2,687,756																				
2 事業主体及び負担区分																							
<p>実施主体：市町村</p> <p>負担率：財政力指数1以下 (県1/2)市町村1/2</p> <p> 財政力指数1超1.1未満(県5/12)市町村7/12</p> <p> 財政力指数1.1以上 (県1/3)市町村2/3</p>																							
3 地方財政措置の状況																							
なし																							
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員																							
9,500千円×1人=9,500千円																							
予算額		財 源 内 訳					一般財源	補正後の 予算額															
決定額	△106,374						△106,374	2,713,758															
現計額	2,820,132						2,820,132																